

基労徴発 0520 第 1 号
平成 23 年 5 月 20 日

都道府県労働局総務部（労働保険徴収部）長 殿

労働基準局労災補償部
労働保険徴収課長
（公印省略）

「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律
における労働保険料等の免除の特例について」の一部改正について

「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」（平成 23 年法律第 40 号）及び関係政省令に盛り込まれた労働保険料等の免除の詳細については、「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律における労働保険料等の免除の特例について」（平成 23 年 5 月 9 日付け基労徴発 0509 第 1 号。以下「課長通知」という。）により通知したところであるが、今般、課長通知を別添のとおり改正することとし、その内容は下記のとおりであるので、円滑な施行に万全を期されたい。

記

1. 労働保険料免除額の精算手続

課長通知記の 2（4）において、免除対象期間終了届と併せて行う事業主からの労働保険料等免除額精算書の提出手続を定めるとともに、免除額が確定した後、事業主に対する労働保険料免除額確定通知書による通知を行う旨を定めたこと。

2. 第 2 種特別加入保険料の精算手続

課長通知記の 3（5）において、年度更新手続と併せて行う第 2 種特別加入者の団体からの第 2 種特別加入保険料免除額精算書の提出手続を定めるとともに、免除額が確定した後、第 2 種特別加入者の団体に対する第 2 種特別加入保険料免除額確定通知書による通知を行う旨を定めたこと。

3. 様式の追加

課長通知の様式に、「労働保険料（一般保険料・第 1 種特別加入保険料・第 3 種特別加入保険料）等免除額精算書」（様式 13）、「労働保険料（一般保険料・第 1 種特別加入保険料・第 3 種特別加入保険料）等免除額確定通知書（平成 22 年度分）」（様式 14-1）、「労働保険料（一般保険料・第 1 種特別加入保険料・第 3 種特別加入保険料）免除額確定通知書（平成 23 年度分）」（様式 14-2）、「第 2 種特別加入保険料免除額精算書」（様式 15）及び「第 2 種特別加入保険料免除額確定通知書」（様式 16）を追加したこと。

(別添)

基勞徴発 0509 第 1 号
平成 23 年 5 月 9 日
(一部改正)
基勞徴発 0520 第 1 号
平成 23 年 5 月 20 日

都道府県労働局総務部（労働保険徴収部）長 殿

労働基準局労災補償部
労働保険徴収課長
(公印省略)

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律に
おける労働保険料等の免除の特例について

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災への対策として労働保険料等の免除に係る内容が盛り込まれた「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」（平成 23 年法律第 40 号。以下「震災特別法」という。）及び関係政省令については、平成 23 年 5 月 2 日に公布され、同日から施行されることとなったところである。

その内容については、「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律等の施行について」（平成 23 年 5 月 2 日基発 0502 第 2 号。以下「局長通知」という。）により通知したところであるが、詳細な取扱いは下記のとおりであるので、趣旨を十分に理解の上、事業主等に対する周知を徹底するとともに、その円滑な施行に万全を期されたい。

記

1. 被害の範囲

局長通知第 4 の 1 (2) ⑤については、取引先の事業所が東日本大震災（平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。以下「大震災」という。）による損壊等を受けたことにより部材の調達が困難となり、かつ、代替調達先が見つからず、休業を余儀なくされた場合などが想定されるものであり、その被害について総合的に判断すること。

2. 労働保険料（第 2 種特別加入保険料、印紙保険料及び特例納付保険料を除く。以下同じ。）又は一般拠出金（以下「労働保険料等」という。）の免除

(1) 免除の申請

労働保険料等の免除を受けようとする事業主は、「労働保険料（一般保険料・第 1 種特別加入保険料・第 3 種特別加入保険料）・一般拠出金免除申請書」（様式 1）及び大震災による被害を受けたことについての「労働保険料等の免除に係る申立書」

(様式2)を提出すること。

また、当該事業主は、免除の申請に当たっては、免除申請書の内容を証明する書類として、大震災発生前の直近月及び免除を申請する最初の月の賃金台帳その他会計帳簿を、大震災による被害を受けたことを明らかにする書類として、当該事業主の事業に係る市町村長等が発行する罹災証明書を添付すること。なお、罹災証明書が添付できない場合は、労働保険料等の免除に係る申立書に被害の状況を記載することでこれに代えることができるものであること。

有期事業（一括有期事業の場合を含む。以下同じ。）の免除の申請においては、事業主は、「労働保険料（一般保険料・第1種特別加入保険料・第3種特別加入保険料）・一般拠出金免除申請書（有期事業用）」（様式1-2）に当該事業主が行っている継続事業における免除対象該当通知書の写し又は免除申請書の写しを添付して提出すること。

(2) 免除の審査

労働保険料等の免除の審査に当たっては、免除の申請に係る事業が平成23年3月11日において特定被災区域に所在していたことを確認するほか、局長通知の第4の1(3)によることとし、これに該当するか疑義がある場合には、厚生労働省労働基準局労災補償部労働保険徴収課まで照会されたい。ただし、当該事業が既に厚生年金保険の保険料について免除を受けており、かつ、厚生年金保険と適用単位が同一である場合は、免除の要件に該当するものと判断して差し支えない。

また、有期事業に係る労働保険料等の免除においては、当該事業の事業主が行っている継続事業が免除対象となる場合には、免除の対象とすること。

さらに、継続一括事業の事業主から免除の申請がなされた場合、当該継続一括事業全体が免除の要件に該当する場合は当該継続一括事業全体を免除の対象とし、当該継続一括事業の一部の継続被一括事業が免除の要件に該当する場合は、別途指示する方法により、当該一部の継続被一括事業を免除の対象とすること。

なお、局長通知第4の2(3)ただし書において、事業主から休業手当が支払われている場合の取扱いについて定められているところであるが、ここでいう休業手当とは、労働基準法（昭和22年法律第49号）第26条に基づき支払うもの又は労働協約、就業規則若しくは労働契約に基づき支払うものをいうものであること。

また、概算保険料・確定保険料等の算定基礎額の申告においては、当該休業手当も含めて計算する必要がある一方、労働保険料等の免除の要件の判断基準となる「月単位でみた労働者一人当たりの賃金額」の算定には、当該休業手当を含めないことに留意すること。

(3) 労働保険料等の免除決定の通知等

労働保険料等の免除を決定したときは、「免除対象該当通知書」（様式3）により、免除の対象外であると判断したときは「免除不該当通知書」（様式4）により、それぞれ当該事業主に通知すること。

また、免除の対象となる場合は、免除対象該当の通知の際に、事業主に対し、雇用保険被保険者（以下「被保険者」という。）に通知を行い、既に賃金から天引きした労働保険料がある場合には、当該天引きした労働保険料に相当する額を返還するよう指導すること。ただし、当該事業主の事業に被保険者がいない場合はこの限りではない。なお、事業主から被保険者に対する通知は、個別に被保険者に対して

通知する、賃金支払と併せて通知する、事業場に掲示するなど適切な方法により行うよう指導すること。

(4) 労働保険料等の免除対象期間終了の届出及び通知

労働保険料等の免除の対象とされた事業主について、免除の要件に該当しなくなったときは、当該事業主は、「免除対象期間終了届」(様式5)を速やかに提出すること。また、免除対象期間終了届により、免除対象期間が終了したことを確認したときは、「免除対象期間終了通知書」(様式6)により当該事業主に通知すること。

なお、当該事業主が有期事業について同時に免除の対象とされている場合は、「免除対象期間終了届」(様式5)の別紙により併せて届け出るものであること。

また、当該事業主は、免除対象期間終了届を提出する際には、「労働保険料(一般保険料・第1種特別加入保険料・第3種特別加入保険料)等免除額精算書」(様式13)を併せて提出するものであること。さらに、当該労働保険料免除額精算書により免除される労働保険料の額を確定したときは、「労働保険料(一般保険料・第1種特別加入保険料・第3種特別加入保険料)等免除額確定通知書(平成22年度分)」(様式14-1)又は「労働保険料(一般保険料・第1種特別加入保険料・第3種特別加入保険料)免除額確定通知書(平成23年度分)」(様式14-2)により当該事業主に通知すること。

3. 第2種特別加入保険料の免除

(1) 第2種特別加入保険料の免除に係る事情

局長通知第4の2(3)において別途通知することとしていた第2種特別加入保険料の免除に係る事情は、次の①、②のいずれかに該当する被害が生じていることとする。

① 大震災発生前(平成23年2月以前)と比較して当該第2種特別加入者の事業所得が2分の1未満となったこと。

② 大震災により、事業に必要な資産のうち50%以上の損害を受けたこと。

(2) 第2種特別加入保険料の免除の申請

第2種特別加入者の団体は、当該団体に属する第2種特別加入者のうち、第2種特別加入保険料の免除を受けようとする者を記載した「第2種特別加入保険料免除申請書」(様式7)及びそれぞれの第2種特別加入者ごとに作成した「第2種特別加入保険料の免除に係る申立書」(様式8)を提出すること。

また、免除の申請に当たっては、それぞれの第2種特別加入者の所在する地域の市町村長等が発行する罹災証明書を添付して提出すること。なお、罹災証明書が添付できない場合は、第2種特別加入保険料の免除に係る申立書に被害の状況を記載することでこれに代えることができるものであること。

(3) 第2種特別加入保険料の免除の審査

第2種特別加入保険料の免除の審査に当たっては、免除の申請に係る第2種特別加入者が平成23年3月11日において特定被災区域に所在していたことを確認するほか、(1)によることとし、これに該当するか疑義がある場合には、厚生労働省労働基準局労災補償部労働保険徴収課まで照会されたい。

(4) 第2種特別加入保険料の免除決定の通知等

第2種特別加入保険料の免除を決定したときは、「免除対象第2種特別加入者通知書」(様式9)により、免除の対象外であると判断したときは「免除不該当第2種特別加入者通知書」(様式10)により、それぞれ当該第2種特別加入者の団体に通知すること。

(5) 第2種特別加入保険料の免除対象期間終了の届出及び通知

第2種特別加入保険料の免除の対象とされた第2種特別加入者について、免除の要件に該当しなくなったときは、第2種特別加入者の団体は、「第2種特別加入者免除対象期間終了届」(様式11)を速やかに提出すること。また、第2種特別加入者免除対象期間終了届により、免除対象期間が終了したことを確認したときは、「第2種特別加入者免除対象期間終了通知書」(様式12)により当該第2種特別加入者の団体に通知すること。

また、当該第2種特別加入者の団体は、年度更新時に、第2種特別加入保険料の申告手続と併せて「第2種特別加入保険料免除額精算書」(様式15)を提出するものであること。さらに、当該第2種特別加入保険料免除額精算書により免除される第2種特別加入保険料の額を確定したときは、「第2種特別加入保険料免除額確定通知書」(様式16)により当該第2種特別加入者の団体に通知すること。

4. その他

(1) 報告

各都道府県労働局においては、労働保険料等の免除について処理した件数を、月ごとに取りまとめの上、別途示す様式により、翌月15日までに労働基準局労災補償部労働保険徴収課あて報告すること。

(2) 照会

労働保険料等の免除について疑義がある場合には、労働基準局労災補償部労働保険徴収課まで照会されたいこと。

(別紙)

	年月	※3			※6 常時使用労働者 数 (D)	労働者1人当たり 賃金額 ((A - B) / D)
		賃金総額 (A)	※4 休業手当額 (B)	※5 高年齢労働者賃金額 (C)		
※1 震災直近月	平成 年 月					
※2 免除対象該当月 1	平成 年 月					
免除対象該当月 2	平成 年 月					
免除対象該当月 3	平成 年 月					
免除対象該当月 4	平成 年 月					
免除対象該当月 5	平成 年 月					

※1 東日本大震災発生前直近の賃金支払対象月について記載すること。

※2 免除の要件に該当する月それぞれについて記載すること。

※3 賃金、給与、各種手当(通勤手当等)、賞与その他名称のいかんを問わず、労働の対償として事業主が労働者に支払うすべてのもので、税金その他社会保険料等を控除する前の支払総額を記載すること。

※4 労働基準法(昭和22年法律第49号)第26条に基づき支払う休業手当又は労働協約、就業規則若しくは労働契約に基づき支払う休業手当について記載すること。

※5 保険年度初日(4月1日)において、満64歳以上の高年齢者の賃金額の総額を記載すること。

※6 各月末(賃金締切日がある場合には月末直前の賃金締切日)における使用労働者数を記入すること。

(様式1-2)

労 働 保 険 料
 (第 1 種 特 別 加 入 保 険 料)
 (第 3 種 特 別 加 入 保 険 料)
一 般 拠 出 金

免 除 申 請 書 (有期事業用)

労働局労働保険特別会計歳入徴収官 殿

年 月 日

事業主	住所又は所在地	
	氏名又は称名	
事業	所在地	郵便番号
	名称	電話番号
	事業主氏名(法人のときはその名称及び代表者の氏名)記名押印又は署名	

東日本大震災による被害を受けたことにより、賃金の支払いに支障が生じているなど労働保険料・一般拠出金の支払いが困難であるため、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第81条第1項及び第84条の規定に基づく労働保険料(一般保険料、第1種特別加入保険料、第3種特別加入保険料)・一般拠出金の免除を、同一事業主の継続事業に係る免除対象該当通知書の写し又は免除申請書の写しを添えて申請します。

(有期事業(一括有期事業を含む。))

労働保険番号								免除対象該当年月	
府 県	所 掌	管 轄(1)	基 幹 番 号				枝 番 号	平成 年 月 日から	

(同一事業主の継続事業)

労働保険番号								免除対象該当年月	
府 県	所 掌	管 轄(1)	基 幹 番 号				枝 番 号	平成 年 月 日から	



社会保険労務士の提出代行者氏名・印	
電話番号: — —	印

(様式2)

労働保険料等の免除に係る申立書

労働局労働保険特別会計歳入徴収官 殿

年 月 日

事業主	住所又は所在地	
	氏名又は名称	
事業	所在地	郵便番号
	名称	電話番号 - -

当事業は東日本大震災による被害を受けたことについて、以下のとおり申し立てます。

事業主記入欄（1又は2①から⑤の該当する番号に「○」を付してください。また、2⑤に該当する場合は、その理由を下欄に御記入ください。）

被害の状況	1. 事業所が全壊、大規模半壊又は半壊等のため、罹災証明書が交付された。 ※ 罹災証明書の写しを添付してください。
	2. 罹災証明書の交付を受けていないが、以下に該当する。 ① 事業所・生産設備等が震災（地震、津波及び地震に伴う火事）により損壊し、休業又は事業活動が縮小した。 ② 事業の実施に必要な電気、ガス、工業用水等の施設の被害や搬入道路の遮断等により、休業又は事業活動が縮小した。 ③ 福島第一原子力発電所の事故に伴い、警戒区域、計画的避難区域又は緊急時避難準備区域に設定された地域に事業所が所在するため、休業又は事業活動が縮小した。 ④ 福島第一原子力発電所の事故により、食品の出荷制限又は摂取制限の影響を直接受け、休業又は事業活動が縮小した。 ⑤ その他①から④までに準じる理由により、事業ができない又は休業せざるを得ない状況になった。 ()

※ 労働局が確認をする欄ですので、記入しないでください。

労働局確認欄	<input type="checkbox"/> 事業の所在地は、特定被災地区である。
	<input type="checkbox"/> 被害状況が次のいずれかに該当する。 ・ 罹災証明書が添付されている。 ・ 上記「被害の状況」の2①～④に該当する。() ・ 上記「被害の状況」の2⑤に該当する。(事業が東日本大震災による被害を受けた場合であって、その被害の状況を総合的に勘案し、不可避免的に休業又は事業活動の縮小を余儀なくされたと認められる。)

(様式3)

平成 年 月 日

殿

〇〇労働局
労働保険特別会計歳入徴収官

労働保険料（一般保険料・第1種特別加入保険料・第3種特別加入保険料）・
一般拠出金 免除対象該当通知書

平成 年 月 日付で申請のあった労働保険料等の免除については、
労働保険料（一般保険料・第1種特別加入保険料・第3種特別加入保険料）は
平成 年 月から免除対象期間が開始し、一般拠出金は平成23年度分全額
が免除の対象となったことを通知します。

ただし、最終的な労働保険料の免除対象期間は平成23年度確定保険料の申告
と併せて決定することとなり、最長で平成24年2月までとなります。

(注1) 平成24年2月までの間に免除該当理由が消滅したときは、労働保険料（一般保険料・
第1種特別加入保険料・第3種特別加入保険料）免除対象期間終了届を提出してくださ
い。

(注2) 労災保険の特別保険料の対象となっている事業主の方は、労働保険料の免除対象期
間については、当該特別保険料も併せて免除されることとなります。

(注3) 最終的な免除額は、確定保険料の申告と併せて精算の上、決定することとなります
ので、平成24年2月までの各月の賃金総額、休業手当額、高年齢労働者賃金額、常時
使用労働者数を控えておくようお願いします。

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に
厚生労働大臣に対して審査請求をすることができます（なお、決定があった日から1年を経過した場合
を除きます。）。
- 2 この決定に対する取消訴訟は、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となりま
す。）、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます（決
定があった日から1年を経過した場合を除きます。）。
- 3 ただし、決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に審査請求をした場合には、決定
の取消訴訟は、その審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しな
ければなりません（判決があった日から1年を経過した場合を除きます。）。

平成 年 月 日

殿

〇〇労働局
保険特別会計歳入徴収官

労働保険料（一般保険料・第1種特別加入保険料・第3種特別加入保険料）・
一般拠出金 免除不該当通知書

平成 年 月 日付で申請のあった労働保険料（一般保険料・第1種特別加入保険料・第3種特別加入保険料）及び一般拠出金の免除については、下記の理由により要件に該当せず、免除不該当となったことを通知します。

記

1. 事業の所在地が特定被災区域外であった。
2. 労働保険料又は一般拠出金の支払が困難である事情について、免除の対象となる水準に達しなかった。
3. その他

[]

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に厚生労働大臣に対して審査請求をすることができます（なお、決定があった日から1年を経過した場合を除きます。）。
- 2 この決定に対する取消訴訟は、国を被告として、（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます（決定があった日から1年を経過した場合を除きます。）。
- 3 ただし、決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に審査請求をした場合には、決定の取消訴訟は、その審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません（判決があった日から1年を経過した場合を除きます。）。

(様式5)

勞 働 保 險 料
(一 般 保 險 料)
(第 1 種 特 別 加 入 保 險 料)
(第 3 種 特 別 加 入 保 險 料)

免除対象期間終了届

労働局長 殿

年 月 日

事業主	住所又は 所在地	
	氏名又は 名 称	
事業	所在地	郵便番号
		電話番号 - -
	名 称	
事業主氏名(法人のときはその名称及び代表者の氏名)記名押印又は署名		



労働保険料(一般保険料、第1種特別加入保険料、第3種特別加入保険料)の免除につきましては、要件に該当しなくなりましたので届け出ます。

労働保険番号										免除対象該当年月		
府 県	所 掌	管 轄(1)	基 幹 番 号					枝 番 号		平 成	年	月 从 来



社会保険労務士の提出代行者印	
電話番号: - -	印

(様式6)

平成 年 月 日

殿

〇〇労働局長

労働保険料（一般保険料・第1種特別加入保険料・第3種特別加入保険料）
免除対象期間終了通知書

平成 年 月 日付で提出のあった労働保険料（一般保険料・第1種特別加入保険料・第3種特別加入保険料）免除対象期間終了届により、平成 年 月をもって免除対象期間が終了したことを通知します。

(注)最終的な免除額は、確定保険料の申告と併せて精算の上、決定することとなりますので、免除対象期間全てについて免除されない場合もありますので御留意ください。

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に厚生労働大臣に対して審査請求をすることができます（なお、決定があった日から1年を経過した場合を除きます。）。
- 2 この決定に対する取消訴訟は、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます（決定があった日から1年を経過した場合を除きます。）。
- 3 ただし、決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に審査請求をした場合には、決定の取消訴訟は、その審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません（判決があった日から1年を経過した場合を除きます。）。

第 2 種特別加入保険料の免除に係る申立書

労働局労働保険特別会計歳入徴収官 殿

年 月 日

労働保険番号	府県	所掌	管轄	基幹番号	枝番号
団体の名称					
特別加入者の氏名・住所	郵便番号				
	電話番号				
家族従事者等の氏名					

東日本大震災による被害を受けたことについて、以下のとおり申し立てます。

事業主記入欄 (I、IIともに記入してください。)	
被害の状況	<p>I 1又は2①から⑤の該当する番号に「○」を付してください。2⑤に該当する場合は、その理由を下欄に御記入ください。</p> <p>1. 事業所が全壊、大規模半壊又は半壊等のため、罹災証明書が交付された。 ※ 罹災証明書の写しを添付してください。</p> <p>2. 罹災証明書の交付を受けていないが、以下に該当する。</p> <p>① 事業所・生産設備等が震災(地震、津波及び地震に伴う火事)により損壊し、休業又は事業活動が縮小した。</p> <p>② 事業の実施に必要な電気、ガス、工業用水等の施設の被害や搬入道路の遮断等により、休業又は事業活動が縮小した。</p> <p>③ 福島第一原子力発電所の事故に伴い、警戒区域、計画的避難区域又は緊急時避難準備区域に設定された地域に事業所が所在するため、休業又は事業活動が縮小した。</p> <p>④ 福島第一原子力発電所の事故により、食品の出荷制限又は摂取制限の影響を直接受け、休業又は事業活動が縮小した。</p> <p>⑤ その他①から④までに準じる理由により、事業ができない又は休業せざるを得ない状況になった。</p>
	<p>II 該当する番号に「○」を付して、下欄にその内容を御記入ください。</p> <p>1. 震災前と比較して事業所得が2分の1未満になった。</p> <p>2. 事業に必要な資産のうち50%以上の損害を受けた。</p>

※ 労働局が確認をする欄ですので、記入しないでください。

労働局確認欄	<input type="checkbox"/> 住所は、特定被災地区である。
	<input type="checkbox"/> 被害状況が次のいずれかに該当する。(I) <ul style="list-style-type: none"> ・ 罹災証明書が添付されている。 ・ 上記「被害の状況」の2①～④に該当する。 [] ・ 上記「被害の状況」の2⑤に該当する。(事業が東日本大震災による被害を受けた場合であって、その被害の状況を総合的に勘案し、不可避免的に休業又は事業活動の縮小を余儀なくされたと認められる。)
	<input type="checkbox"/> 所得の減少又は資産の損害の状況が免除の対象に相当する。(II)

殿

〇〇労働局
労働保険特別会計歳入徴収官

免除対象第2種特別加入者通知書

平成 年 月 日付で申請のあった第2種特別加入保険料の免除については、以下の者について、右欄の年月から免除対象期間が開始したことを通知します。

ただし、最終的な免除対象期間は平成23年度確定保険料の申告と併せて決定することとなり、最長で平成24年2月までとなります。

(注1) 平成24年2月までの間に免除該当理由が消滅したときは、第2種特別加入者免除対象期間終了届を提出してください。

(注2) 最終的な免除額は、確定保険料の申告と併せて精算の上、決定することとなりますので、被害の態様が①の場合は毎月の事業所得の額を、②の場合は損害が回復した時期を控えておくようお願いします。

氏名	家族従事者等氏名	被害の態様	免除対象該当年月
		①事業所得が2分の1未満 ②事業資産の50%以上損害	平成 年 月から
		①事業所得が2分の1未満 ②事業資産の50%以上損害	平成 年 月から
		①事業所得が2分の1未満 ②事業資産の50%以上損害	平成 年 月から
		①事業所得が2分の1未満 ②事業資産の50%以上損害	平成 年 月から
		①事業所得が2分の1未満 ②事業資産の50%以上損害	平成 年 月から

- この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に厚生労働大臣に対して審査請求をすることができます（なお、決定があった日から1年を経過した場合を除きます。）。
- この決定に対する取消訴訟は、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます（決定があった日から1年を経過した場合を除きます。）。
- ただし、決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に審査請求をした場合には、決定の取消訴訟は、その審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません（判決があった日から1年を経過した場合を除きます。）。

殿

〇〇労働局
労働保険特別会計歳入徴収官

免除不該当第2種特別加入者通知書

平成 年 月 日付で申請のあった第2種特別加入保険料の免除については、以下の者について、下記右欄の理由により要件に該当せず、免除不該当となったことを通知します。

記

氏名	家族従事者等の氏名	理由
		1. 住所が特定被災区域外であった。 2. 保険料の支払が困難である事情について免除の対象となる水準に達しなかった。 3. その他 〔 〕
		1. 住所が特定被災区域外であった。 2. 保険料の支払が困難である事情について免除の対象となる水準に達しなかった。 3. その他 〔 〕
		1. 住所が特定被災区域外であった。 2. 保険料の支払が困難である事情について免除の対象となる水準に達しなかった。 3. その他 〔 〕

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に厚生労働大臣に対して審査請求をすることができます（なお、決定があった日から1年を経過した場合を除きます。）。
- 2 この決定に対する取消訴訟は、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます（決定があった日から1年を経過した場合を除きます。）。
- 3 ただし、決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に審査請求をした場合には、決定の取消訴訟は、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません（裁決があった日から1年を経過した場合を除きます。）。

(様式12)

平成 年 月 日

殿

〇〇労働局長

第2種特別加入者免除対象期間終了通知書

平成 年 月 日付で提出のあった第2種特別加入者免除対象期間終了届により、以下の者については、平成 年 月をもって免除対象期間が終了したことを通知します。

(注) 最終的な免除額は、確定保険料の申告と併せて精算の上、決定することとなりますので、免除期間全てについて免除されない場合もありますので御留意ください。

氏名	家族従事者等の氏名

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に厚生労働大臣に対して審査請求をすることができます(なお、決定があった日から1年を経過した場合を除きます。)
- 2 この決定に対する取消訴訟は、国を被告として(訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。)、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます(決定があった日から1年を経過した場合を除きます。)
- 3 ただし、決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に審査請求をした場合には、決定の取消訴訟は、その審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません(判決があった日から1年を経過した場合を除きます。)

(裏面)

(記載に当たっての注意事項)

- ※1 東日本大震災発生前直近の賃金支払対象月について記載すること。
- ※2 免除の要件に該当する月それぞれについて記載すること。
- ※3 賃金、給与、各種手当(通勤手当等)、賞与その他名称のいかんを問わず、労働の対償として事業主が労働者に支払うすべてのもので、税金その他社会保険料等を控除する前の支払総額を記載すること。
- ※4 労働基準法(昭和22年法律第49号)第26条に基づき支払う休業手当又は労働協約、就業規則若しくは労働契約に基づき支払う休業手当について記載すること。
- ※5 常用労働者、パート、アルバイト、役員で雇用保険の資格のある人に対して支払った賃金額(日雇労働被保険者に支払った賃金額を含む。)の総額を記載すること。
- ※6 保険年度初日(4月1日)において、満64歳以上の高年齢者の賃金額の総額を記載すること。
- ※7 各月末(賃金締切日がある場合には月末直前の賃金締切日)における使用労働者数を記入すること。

社会保険労務士の提出代行者氏名・印	
電話番号: — —	(印)

〔第 1 種〕 特別加入保険料免除額精算書(平成 年度分)

府県	所掌	管轄	基幹番号	枝番号

免除対象該当月 ※該当しない月に「—」を引いてください。											
平成23年	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	
平成24年	1月	2月									

整理番号	特別加入者氏名	給付基礎額(A)	当該保険料算定期間における特別加入期間	免除対象該当期間における特別加入月数(B)	1月分の保険料算定基礎額(C) ((A) × 365 ÷ 12)	免除額算定基礎額(B) × (C)
		円	~ 年 月 日	か月	円	円
		円	~ 年 月 日	か月	円	円
		円	~ 年 月 日	か月	円	円
		円	~ 年 月 日	か月	円	円
		円	~ 年 月 日	か月	円	円
		円	~ 年 月 日	か月	円	円
		円	~ 年 月 日	か月	円	円
		円	~ 年 月 日	か月	円	円
		円	~ 年 月 日	か月	円	円
		円	~ 年 月 日	か月	円	円
		円	~ 年 月 日	か月	円	円
計	人	/	/	/	/	(B) × (C) 計 円

(B) × (C) 計

--

千円

×

保険料率

--

1000分の

=

〔第 1 種〕 特別加入保険料の免除額

--

円

労働保険料免除額精算書(単独有期事業用)

同一事業主・継続事業の 労働保険番号	府県	所掌	管轄	基幹番号				枝番号			
免除対象該当月 ※該当しない月には「—」を引いてください。											
平成23年	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	
平成24年	1月	2月									

事業の名称											
労働保険番号	府県	所掌	管轄	基幹番号				枝番号			
事業の期間	年 月から 年 月まで(か月(A))					うち免除対象該当期間			か月(B)		

請負金額 円 × 労務費率 /100 = 賃金総額(C) 円

賃金総額(C) 千円 ÷ (A) か月 × (B) か月 × 保険料率 /1000 = 免除額 円

事業の名称											
労働保険番号	府県	所掌	管轄	基幹番号				枝番号			
事業の期間	年 月から 年 月まで(か月(A))					うち免除対象該当期間			か月(B)		

請負金額 円 × 労務費率 /100 = 賃金総額(C) 円

賃金総額(C) 千円 ÷ (A) か月 × (B) か月 × 保険料率 /1000 = 免除額 円

事業の名称											
労働保険番号	府県	所掌	管轄	基幹番号				枝番号			
事業の期間	年 月から 年 月まで(か月(A))					うち免除対象該当期間			か月(B)		

請負金額 円 × 労務費率 /100 = 賃金総額(C) 円

賃金総額(C) 千円 ÷ (A) か月 × (B) か月 × 保険料率 /1000 = 免除額 円

労働保険料免除額精算書 (一括有期事業用) (平成 年度分)

同一事業主・継続事業の 労働保険番号	府県	所掌	管轄	基幹番号				枝番号			

免除対象該当月 ※該当しない月には「—」を引いてください。											
平成23年	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	
平成24年	1月	2月									

労働保険番号	府県	所掌	管轄	基幹番号				枝番号			

事業の名称	事業の期間 (A)		うち免除対象該当月 (B)	請負金額(C) 円	労務費率 (D) /100	賃金総額(E) (C×D) 千円	免除額算定基礎額(F) (E×(B/A)) 千円	保険料率 (G) /1000	免除額(F×G) 円
	年 月	年 月							
	~	年 月 月 月 か月	か月	円	/100	千円	千円	/1000	円
	~	年 月 月 月 か月	か月	円	/100	千円	千円	/1000	円
	~	年 月 月 月 か月	か月	円	/100	千円	千円	/1000	円
	~	年 月 月 月 か月	か月	円	/100	千円	千円	/1000	円
	~	年 月 月 月 か月	か月	円	/100	千円	千円	/1000	円
合計									円

一般拠出金免除額精算書

労働保険番号	府県	所掌	管轄	基幹番号	枝番号

<継続事業>

賃金総額	×	一般拠出金率	=	免除額
<input type="text"/>		1000分の 0.05		<input type="text"/>
千円				円

<有期事業(一括有期事業を含む。)>

事業の名称					
労働保険番号	府県	所掌	管轄	基幹番号	枝番号

賃金総額	×	一般拠出金率	=	免除額
<input type="text"/>		1000分の 0.05		<input type="text"/>
千円				円

事業の名称					
労働保険番号	府県	所掌	管轄	基幹番号	枝番号

賃金総額	×	一般拠出金率	=	免除額
<input type="text"/>		1000分の 0.05		<input type="text"/>
千円				円

事業の名称					
労働保険番号	府県	所掌	管轄	基幹番号	枝番号

賃金総額	×	一般拠出金率	=	免除額
<input type="text"/>		1000分の 0.05		<input type="text"/>
千円				円

殿

〇〇労働局
労働保険特別会計歳入徴収官

労働保険料（一般保険料・第1種特別加入保険料・第3種特別加入保険料）
等 免除額確定通知書（平成22年度分）

平成 年 月 日付けで提出のあった労働保険料（一般保険料・第1種特別加入保険料・第3種特別加入保険料）等免除額精算書（平成22年度分）により、平成22年度分労働保険料及び平成23年度の一般拠出金における免除額が、下記のとおり確定しましたので通知します。

記

＜継続事業＞	府県	所掌	管轄	基幹番号	枝番号	
労働保険番号						
一般保険料						円
第1種特別加入保険料						円
第3種特別加入保険料						円
一般拠出金						円

＜有期事業＞	府県	所掌	管轄	基幹番号	枝番号	
労働保険番号						
一般保険料						円
第1種特別加入保険料						円
第3種特別加入保険料						円
一般拠出金						円

- この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に厚生労働大臣に対して審査請求をすることができます（なお、決定があった日から1年を経過した場合を除きます。）。
- この決定に対する取消訴訟は、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます（決定があった日から1年を経過した場合を除きます。）。
- ただし、決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に審査請求をした場合には、決定の取消訴訟は、その審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません（判決があった日から1年を経過した場合を除きます。）。

殿

〇〇労働局
労働保険特別会計歳入徴収官

労働保険料（一般保険料・第1種特別加入保険料・第3種特別加入保険料）
免除額確定通知書（平成23年度分）

平成 年 月 日付けで提出のあった労働保険料（一般保険料・第1種特別加入保険料・第3種特別加入保険料）等免除額精算書（平成23年度分）により、平成23年度分労働保険料等における免除額が、下記のとおり確定しましたので通知します。

記

＜継続事業＞	府県	所掌	管轄	基幹番号	枝番号
労働保険番号					
一般保険料					円
第1種特別加入保険料					円
第3種特別加入保険料					円

＜有期事業＞	府県	所掌	管轄	基幹番号	枝番号
労働保険番号					
一般保険料					円
第1種特別加入保険料					円
第3種特別加入保険料					円

- この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に厚生労働大臣に対して審査請求をすることができます（なお、決定があった日から1年を経過した場合を除きます。）。
- この決定に対する取消訴訟は、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます（決定があった日から1年を経過した場合を除きます。）。
- ただし、決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に審査請求をした場合には、決定の取消訴訟は、その審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません（判決があった日から1年を経過した場合を除きます。）。

(様式15)

平成 年 月 日

第2種特別加入保険料免除額精算書(平成 年度分)

労働局労働保険特別会計歳入徴収官 殿

特に 別 係 加 入 の 事 承 認 業	労働保険番号	府県	所掌	管轄	基幹番号	枝番号
	名					
	称					
	郵便番号					
事業場の 所在地	電話番号					
代表者氏名						

平成 年度第2種特別加入保険料については、免除額を精算したところ、以下のとおりですので、精算書を提出します。

整理 番号	特別加入者 氏 名	給付基礎 日 額 (A)	免除対象期間		免除対象期 間月数 (B)	1月分の保険料 算定基礎額(C) ((A) × 365 ÷ 12)	免除額算定 基礎額 (B) × (C)
			23年	24年			
		円	3 4 5 6 7 8 9 10 11 12	1 2	か月	円	円
		円	3 4 5 6 7 8 9 10 11 12	1 2	か月	円	円
		円	3 4 5 6 7 8 9 10 11 12	1 2	か月	円	円
		円	3 4 5 6 7 8 9 10 11 12	1 2	か月	円	円
		円	3 4 5 6 7 8 9 10 11 12	1 2	か月	円	円
		円	3 4 5 6 7 8 9 10 11 12	1 2	か月	円	円
計	人						(B) × (C) 計 円

(B) × (C) 計

千円

×

保険料率

1000分の

=

第2種特別加入保険料の免除額

円

殿

〇〇労働局
労働保険特別会計歳入徴収官

第2種特別加入保険料 免除額確定通知書

平成 年 月 日付で提出のあった第2種特別加入保険料免除額精算書(平成 年度分)により、平成 年度分第2種特別加入保険料における免除額が、下記のとおり確定しましたので通知します。

記

	府県	所掌	管轄	基幹番号				枝番号	
労働保険番号									
第2種特別加入保険料									円

- この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に厚生労働大臣に対して審査請求をすることができます(なお、決定があった日から1年を経過した場合を除きます。)
- この決定に対する取消訴訟は、国を被告として(訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。)、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます(決定があった日から1年を経過した場合を除きます。)
- ただし、決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に審査請求をした場合には、決定の取消訴訟は、その審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません(判決があった日から1年を経過した場合を除きます。)